

居宅介護支援 重要事項説明書

〈 令和 7 年 7 月 1 日現在 〉

1 事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者的心身の状況に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健・医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう、適正な居宅介護支援を提供します。また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、サービスが特定の種類、特定の事業者に偏する事のないよう公正中立に提供されるように努めます。

事業所は、利用者的人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。

2 事業者の概要

〈 1 〉 居宅介護支援事業所の指定番号及び事業実施地域

事業所名 宇治田原町在宅介護支援センター
所在地 京都府綴喜郡宇治田原町大字禅定寺小字砂川 115 番地の 1
介護保険指定番号 京都府 2671300057
通常の事業実施地域 京都府綴喜郡宇治田原町全域

〈 2 〉 事業所の従業者体制

資格等	常勤	常勤兼務	非常勤	計
管理者	0	1	0	1名
主任介護支援専門員	0	1	0	1名
介護支援専門員	3	0		3名
事務職員	0	1	0	1名

〈 3 〉 営業時間

月曜日～土曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分 (12 月 31 日～1 月 3 日までを除く)

夜間及び日曜・祝日・年末年始も 24 時間、常時連絡が可能な体制をとっています。

3 サービスの内容

- ① 居宅サービス計画の作成
- ② 居宅サービス事業者との連絡・調整
- ③ サービス実施状況の評価
- ④ 利用者状態の把握
- ⑤ 給付管理
- ⑥ 要介護認定申請に対する協力・援助
- ⑦ 相談業務

4 利用料金

〈1〉 基本料金

居宅介護支援費は、居宅サービス利用開始月より、1か月につき要介護1・2は12,489円、要介護3・4・5は16,227円です。

〈2〉 加算料金

特定事業所加算 (II) 4,210円/月

初回加算 3,000円

入院時情報連携加算 (I) 2,500円 (II) 2,000円

退院・退所加算 カンファレンス参加の有無等により異なる

退院時情報連携加算 500円/月

ターミナルケアマネジメント加算 4,000円/月

*基本料金、加算料金とも宇治田原町での1単位の単価10円（地域区分その他）、及び基本料金には特別地域居宅介護支援加算100分の15を加えて算定しています。

*要介護認定を受けられた方は、介護保険法により全額給付されるため、自己負担はありません。

*保険料の滞納等により、法的代理受領ができなくなった場合には、1か月につき上記の料金をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日、市町村の窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けることができます。

5 事故・緊急事態発生時の対応

事故・緊急事態発生時には、家族や主治医等に連絡し、場合によっては救急車を要請するなど迅速に対応します。

6 ハラスメントの防止対策

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取組みます。

(1) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- ①身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- ②個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- ③意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は当該法人職員、取引先事業者の方、ご入所者及びその家族等が対象となります。

(2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなど基に即座に対応し、ハラスメント対策委員会等により同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。

(3) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修など実施します。また定期的に介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

(4) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

7 (1) 居宅介護支援の実施概要等

利用者、家族、指定サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、実施状況の把握を行うとともに、利用者の課題把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更・連絡調整、その他の便宜を図るものとする。

(2) 相談、要望等の窓口

居宅介護支援に関する相談、要望等は、担当の介護支援専門員までお申し出ください。
電話番号 0774-88-5784 (宇治田原町在宅介護支援センター)

(3) その他

利用者やその家族に対し、利用者は計画に位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であることや、当該事業所を計画に位置付けた理由を求めることが可能であることを説明します。

事項	内容
介護支援専門員の変更	希望される方はお申し出ください
調査（課題把握）の方法	フリーアセスメント方式
介護支援専門員への研修の実施	事業所内外で随時実施

8 サービスに関する苦情等

当施設のサービスについて、相談、苦情等ございましたら、サービス利用者相談・苦情担当者までお気軽にご相談下さい。苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は第三者委員の助言や立ち合いを求めるできます。また、ご意見箱での受付も致しておりますのでご利用ください。

(1) 当施設の苦情担当者 山川 勝也

電話番号 0774-88-5311 又は 0774-88-5784
FAX 0774-88-5787

お受けした苦情は迅速かつ適切に対応し、必要な措置を講じ、報告させていただきます。

苦情処理第三者委員 矢野 幸次 0774-88-3294
〃 谷川 ヤスエ 0774-88-3533

(2) 当施設以外に、下記窓口に苦情を申し出ることができます。

①宇治田原町

担当部署 福祉課
電話 0774-88-6635 FAX 0774-88-3231

②京都府国民健康保険団体連合会

担当部署 介護保険課 介護管理係 相談担当
電話 075-354-9051 苦情相談専門 075-354-9090
FAX 075-354-9055

9 当法人の概要

法人種別・名称 社会福祉法人 長楽会 サンビレッジ宇治田原
代表者役職・氏名 理 事 長 山 川 淑 恵
所在地 京都府綴喜郡宇治田原町大字禅定寺小字砂川 115 番地の 1
電話番号 0774-88-5311

実施事業

○宇治田原町在宅介護支援センター

- ・居宅介護支援事業
- ・在宅介護支援センター事業（宇治田原町委託事業）
- ・訪問介護事業

○宇治田原町デイサービスセンター

- ・通所介護事業
- ・訪問給食事業（宇治田原町委託事業）

○軽費老人ホーム ケアハウスサンビレッジ宇治田原

○特別養護老人ホームサンビレッジ宇治田原

- ・短期入所生活介護事業
- ・介護老人福祉施設事業

令和 年 月 日

指定居宅介護支援の開始に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要事項を説明し、交付しました。

事業者

住所 京都府綾瀬郡宇治田原町大字禅定寺小字砂川 115 番地の 1
氏名 社会福祉法人 長樂会
理事長 山 川 淑 恵 

説明者

所属 宇治田原町在宅介護支援センター
氏名 介護支援専門員 

私は、契約書及び本書面により、事業者から、指定居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、同意し、交付を受けました。

利用者

住所
氏名 

(代理人)

住所
氏名 
利用者との続柄 ()

同 意 書

私と貴事業所との間で締結した、居宅介護支援に関する契約書 第13条の秘密保持
に関し、サービス担当者会議等において、私及び私の家族の個人情報を、契約の有効期
間中、用いることに同意します。

令和 年 月 日

利用者
住所

氏名 印

(代理人)
住所

氏名 印

利用者との続柄()